

官報

総務省告示第五十一号

町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、西宇和郡伊方町、同郡瀬戸町及び同郡三崎町を廃し、その区域をもつて同郡伊方町いかたちょうを設置する旨、愛媛県知事から届出があつたので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年一月十七日

総務大臣 麻生 太郎